

札幌市都市公園条例の一部を改正する条例案

令和2年(2020年)11月27日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市都市公園条例の一部を改正する条例

札幌市都市公園条例(昭和32年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表4 1 円山総合運動場、円山スケート場、厚別公園競技場及び農試公園屋内広場の表中

専用使用	1日につき	25,800円	最高入場料の190人分
	半日につき	15,000円	最高入場料の120人分
補助競技場	1時間につき	1,200円	

を

専用使用	1日につき	25,800円	最高入場料の190人分
	半日につき	15,000円	最高入場料の120人分

に改め、別

表4 3 円山動物園の表を次のように改める。

3 円山動物園

区分		使用料		備考
		単位	金額	
入園料	個人	1回につき	800円	中学生、小学生及び小学校入学前の者は、無料とする。
		1年につき	2,000円	
	団体(30人)	1人1回に	720円	

	以上)	つき		
有料プログラム		1人1回につき	3,000円を上限として規則で定める額	
駐車場	大型自動車等	1両1回につき	1,200円	「大型自動車等」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車及び大型特殊自動車をいう。
	中型自動車等		1,000円	「中型自動車等」とは、道路交通法第3条に規定する中型自動車及び準中型自動車（車両総重量が5,000キログラム以上又は最大積載量が3,000キログラム以上のものに限る。）をいう。
	普通自動車等		700円	「普通自動車等」とは、道路交通法第3条に規定する準中型自動車（車両総重

			量が5,000キログラム未満及び最大積載量が3,000キログラム未満のものに限る。)、普通自動車及び小型特殊自動車をいう。
二輪車		100円	「二輪車」とは、道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。
競技場として使用する場合	1時間につき	1,200円	(1) 備付物件の使用料は、市長が別に定める。 (2) 使用時間が単位時間に満たない場合であつても、当該単位時間どおり使用したものとみな

				す。
--	--	--	--	----

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表4 3 円山動物園の表に規定する駐車場（以下「駐車場」という。）に係る使用承認等の手続、使用料の支払手続その他駐車場を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（理 由）

円山総合運動場の補助競技場を円山動物園の駐車場に変更するとともに、その使用料の額を定める等のため、本案を提出する。